

林野火災注意報・警報とは

施行日 令和8年1月1日

林野火災注意報（第29条の8）

林野火災予防に係る注意喚起を行うため、林野周辺の対象区域において住民のみなさんに火の使用制限の努力義務を促すために発令するものです。

- 発令対象期間 1月から5月
- 発令基準 以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合
 - ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
 - ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表
- ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しない
- 対象区域 森林法(昭和26年法律第249号)第5条及び第7条の2に規定する森林計画で定める区域
- 周知方法 [富岡甘楽広域消防本部及び各市町村ホームページやSNS等での通知](#)、[各市町村防災行政無線](#)

林野火災警報（第29条の9）

林野火災の予防上危険な気象状況になった際に発令し、林野周辺の対象区域における火の使用制限を行うものです。

- 発令対象期間 1月から5月
- 発令基準 [林野火災注意報発令条件に該当し、かつ強風注意報が発表された場合](#)
 - ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しない
- 対象区域 森林法(昭和26年法律第249号)第5条及び第7条の2に規定する森林計画で定める区域
- 周知方法 [富岡甘楽広域消防本部及び各市町村ホームページやSNS等での通知](#)、[各市町村防災行政無線](#)
- 使用制限 山林等への火入れ、煙火の消費、屋外でのたき火、危険物や可燃物の付近での喫煙等
- 罰則 当該制限に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留（消防法第22条第4項、第44条第18号）